

社団法人青い森農林振興公社定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この法人は、青森県内において農地保有合理化事業その他農業構造改善に資するための事業、森林の造成及び整備に関する事業等を実施することにより、農林業の健全な発展と農山村経済の振興に資することを目的とする。

(名 称)

第2条 この法人は、社団法人青い森農林振興公社（以下「公社」という。）という。

(事 務 所)

第3条 公社の主たる事務所は、青森市に置く。

2 公社は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(事 業)

第4条 公社は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 農地保有合理化の促進に関する事業
- (2) 農業構造の改善に資する事業
- (3) 農村地域工業等導入に関する事業
- (4) 水田営農活性化対策に関する事業
- (5) 青年等の就農支援に関する事業
- (6) 無料職業紹介に関する事業
- (7) 農業用施設等の建設及び整備等に関する事業
- (8) 森林の造成及び整備に関する事業
- (9) 分収造林及び分収育林制度の促進に関する事業
- (10) 森林・林業に関する普及啓蒙の事業
- (11) 林業経営、技術の指導等、林業振興に関する事業
- (12) 林業労働力の確保に関する事業
- (13) 青森県酪農振興センターの管理運営の受託に関する事業
- (14) 畜産経営の改善支援等に関する事業
- (15) 前各号のほか公社の目的を達成するために必要な事業

第2章 社員及び出資金

(社員の資格)

第5条 公社の社員となる資格を有する者は、次のとおりとする。

- (1) 青森県
- (2) 市町村
- (3) 本県の区域の全部又は一部を事業区域の全部又は一部とする農林関係団体
- (4) 青森県農業会議
- (5) その他公社の目的に賛同する公益法人

(加入)

第6条 公社の社員になろうとする者は、出資口数等を記入した加入申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(出資)

第7条 公社の社員は、出資1口以上を有しなければならない。

- 2 出資1口の金額は、2万円とする。
- 3 出資は、一時に払込むものとする。
- 4 公社の社員は、いかなる場合においても出資金の返還を請求することができない。

(脱退)

第8条 公社の社員は、脱退しようとするときは、脱退届を理事長に提出しなければならない。

(除名)

第9条 公社の社員が次の各号の一に該当するときは、総会において総社員の表決権の4分の3以上の議決によりこれを除名することができる。この場合において、理事長は、当該社員に対して総会の開催5日前までに書面をもってその旨を通知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 出資金の納入その他公社に対する義務の履行を怠ったとき
 - (2) 公社の名誉をき損し、又は公社の目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定にかかわらず、総会を招集する暇がなく、かつ急施を要する場合においては、議決事項の一部を理事会に委任することができる。

第3章 役員及び職員

(役員)

第10条 会社に次の役員を置く。

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 理事長 | 1人 |
| (2) 理事 | 16人以内 |
| ア 県職員の職にある者 | 1人以上 |
| イ 市町村職員の職にある者 | 6人以上 |
| ウ 農林関係団体及び農業会議の役職員 | 3人以上 |
| (3) 監事 | 3人以内 |

(役員を選任)

第11条 理事長は、青森県知事が指名する。

2 理事及び監事は、理事長が総会の承認を得て指名する。

(役員の仕事)

第12条 理事長は、会社を代表し、社務を統轄する。

2 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ理事長の指名する理事がその職務を代行する。

3 理事は、社務の執行を決定する。

4 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第14条 理事長は、理事又は監事が次の各号の一に該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認めたとき
- (2) 職務上の義務違反があったとき
- (3) その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(審議会)

第15条 会社は、事業の円滑な推進を図るため必要があると認めたときは、審議会を設置することができる。

2 審議会の委員は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

3 審議会の運営に関し必要な事項は、理事長がこれを定める。

(事務局及び職員)

第 16 条 公社の事務を処理するため事務局を設け、必要な職員を置く。

2 事務局の組織及び職員の職制等は、理事長が理事会に諮ってこれを定める。

3 職員は、理事長が任免する。

第 4 章 会 議

第 1 節 総 会

(総 会)

第 17 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第 18 条 総会は、社員をもって構成する。

(議 決 事 項)

第 19 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録

(3) 借入金の限度額

(4) その他公社の運営に関する重要な事項

2 前項の規定にかかわらず、総会を招集する暇がなく、かつ急施を要する場合においては、議決事項の一部を理事会に委任することができる。

(総会の招集)

第 20 条 通常総会は、每事業年度開始前及び每事業年度終了後 2 か月以内に理事長が招集する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に理事長が招集する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 社員の表決権の 2 分の 1 以上又は監事から会議の目的を記載した書面による開催の請求があったとき

3 前項の規定による請求があったときは、理事長は 1 か月以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、総会を開催する日の少なくとも 5 日前までに総会の日時、場所及び会議の目的たる事項を明記して社員に通知しなければならない。

(議 長)

第 21 条 総会の議長は、その総会において出席社員の中から選任する。

(表 決 権)

第 22 条 社員の表決権は、その出資 1 口につき 1 個とする。

(定足数及び表決)

第 23 条 総会は、社員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席社員の表決権の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は社員として議決に加わることができない。

3 総会においては、第 20 条第 4 項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決する。ただし、緊急を要する事項については、この限りではない。

(書 面 表 決)

第 24 条 総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決権を行使することができる。この場合において、前条第 1 項の規定の適用については、当該社員が総会に出席したものとみなす。

(議 事 録)

第 25 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 社員の現在数
- (3) 会議に出席した社員の数及び理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した社員の中からその総会において選出された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 2 節 理 事 会

(構 成)

第 26 条 理事会は、理事（理事長を含む。）をもって構成する。

(議 決 事 項)

第 27 条 理事会は、この定款に定めるもののほかに次の事項を議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 資金の借入に関し必要な事項

- (3) 諸規程の設定及び改廃に関する事項
- (4) 総会から決定を委任された事項
- (5) その他会社の事務の執行に関する重要な事項

(招 集)

第 28 条 理事会は、理事長が必要と認めたとき又は理事現在数の 2 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面による開催の請求があったときに理事長が招集する。

(議 長)

第 29 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数及び議決)

第 30 条 理事会は、理事現在数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書 面 表 決)

第 31 条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決権を行使することができる。この場合において、前条の規定の適用については、当該理事が理事会に出席したものとみなす。

(理事長の専決)

第 32 条 理事長において理事会を招集する暇がないと認めるときは、理事長はその議決する事項を決定することができる。この場合において、理事長は次の理事会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(議 事 録)

第 33 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事の中からその理事会において選出された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産構成)

第34条 会社の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 出資金
- (2) 補助金及び奨励金
- (3) 寄附金品
- (4) 事業収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第35条 会社の資産は、次条に規定する強化基金のほか基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、出資金及び総会の議決を得た資産をもって充てる。
- 3 運用財産は、第1項に定める強化基金及び基本財産以外の資産とする。

(強化基金)

第35条の2 会社は、農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化を図るため、次に掲げる資産をもって構成する農地保有合理化事業強化基金（以下「強化基金」という。）を設けるものとする。

- (1) 強化基金の構成に充てることを指定して交付又は出資された補助金又は出資金
 - (2) 総会において強化基金に繰り入れることを議決した財産
- 2 前項の出資金については、第2章の規定は適用しない。
 - 3 強化基金は、青森県から交付された補助金又は出資金につき、返還命令又は払戻請求に応じて全部又は一部を返還又は払戻しする場合を除き、これを処分し又は担保に供してはならない。
 - 4 前項の補助金の返還又は出資金の払戻に係る強化基金の処分は、理事長が理事会に諮ってこれを定める。

(強化基金の運用)

第35条の3 強化基金に属する資産は、次の各号に掲げる方法により運用するものとする。

- (1) 銀行等への預金又は郵便貯金
 - (2) 国債、地方債その他理事会の議決により指定された債券の取得
- 2 強化基金の運用及び経理は、他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。

(運用益の用途制限)

第35条の4 強化基金の運用益は、農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強

化のために必要な経費以外の経費に充てないものとする。

- 2 毎事業年度において、前項の運用益に剰余金が生じたときは、総会の議決を経て、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越すか又は強化基金に繰り入れするものとする。

(基本財産の処分の制限)

- 第 36 条 基本財産は、処分することができない。ただし、公社の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経て処分することができる。

(資産の管理)

- 第 37 条 公社の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の定めるところによる。

(経費の支弁)

- 第 38 条 公社の経費は、運用財産をもって支弁する。

(前事業年度予算の執行)

- 第 39 条 年度開始の日から当該年度の予算が成立する日までの間は、前事業年度の予算を執行する。

- 2 前項の規定により予算を執行した場合における収支は、新たに成立した予算に基づくものとする。
- 3 第 19 条第 1 項第 4 号の規定にかかわらず、第 1 項の予算の執行のために必要な借入金の限度額について、これを理事会に委任することができる。

(事業年度)

- 第 40 条 公社の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 6 章 解 散

(解 散)

- 第 41 条 公社は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総社員の表決権の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

(清 算 人)

- 第 42 号 公社が前条により解散したときは、理事会において清算人を定めなければならない。

(残余財産の処分)

第 43 条 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、知事の許可を得て、公社と類似の目的を有する団体又は地方公共団体に寄附するものとする。

第 7 章 雑 則

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、総会において総社員の表決権の 4 分の 3 以上の同意を経、知事の認可を得なければ変更することができない。

(知事の承認)

第 45 条 公社は、毎年当該年度の事業計画及び収支予算並びに過年度の事業実施状況及び収支状況について知事の承認を受けなければならない。

(委 任)

第 46 条 この定款に定めるものを除くほか、公社の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

附 則

- 1 公社の設立当初の役員についての第 11 条の規定の適用については、同条第 2 項及び第 3 項中「理事長」とあるのは「設立発起人代表」と、同条第 3 項中「総会」とあるのは「設立総会」と読み替えるものとする。
- 2 公社の設立当初の専務理事及び選任役員の任期は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から翌々年度の通常総会の終了の日までとする。
- 3 事業実施規程並びに初年度及び翌年度の事業計画及び収支予算並びに 5 年間にわたる事業計画概要についての第 19 条の適用については、同条中「総会」とあるのは「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 公社の設立当初の会計年度は、第 40 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 47 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この定款は、昭和 47 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この定款は、昭和 48 年 6 月 16 日から施行する。

附 則

この定款は、昭和 52 年 7 月 4 日から施行する。

附 則

この定款は、昭和 53 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この定款は、昭和 54 年 7 月 13 日から施行する。

附 則

この定款は、昭和 57 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

この定款は、昭和 62 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

この定款は、昭和 63 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この定款は、平成元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、知事の認可のあった日（平成 2 年 6 月 30 日）から施行する。

附 則

この定款は、知事の認可のあった日（平成 6 年 7 月 15 日）から施行する。

附 則

この定款は、知事の認可のあった日（平成 14 年 3 月 7 日）から施行する。

附 則

- 1 この定款は、知事の認可のあった日（平成 14 年 5 月 30 日）から施行する。
- 2 この定款の変更前に就任している理事及び監事は、前項の日に第 11 条第 2 項の規定により理事長が指名した理事及び監事とみなす。
- 3 この定款の変更後に指名される理事及び監事（前項の規定により理事長が指名したとみなされる理事及び監事を含む。）の任期は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 15 年 5 月 30 日までとする。

附 則

- 1 この定款は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この定款の変更前に就任している理事は、前項の日に第 11 条第 2 項の規定により理事長が指名した理事とみなし、当該理事の任期は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 15 年 5 月 30 日までとする。

附 則

この定款は、知事の認可のあった日（平成 17 年 6 月 13 日）から施行する。